

令和7年度第1回 関東信越厚生局地域包括ケア推進本部会議 議事次第

令和7年4月15日（火）
13:15～14:15
第1会議室

1 開会

2 議題

（1）報告事項

- ① 地域包括ケア推進事業の令和6年度の実施結果

（2）提案事項

- ① 令和7年度の地域包括ケア推進事業の実施予定について
- ② 都県事務所等への協力依頼について
- ③ 令和7年度 定例報告の情報提供について

3 その他

4 閉会



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

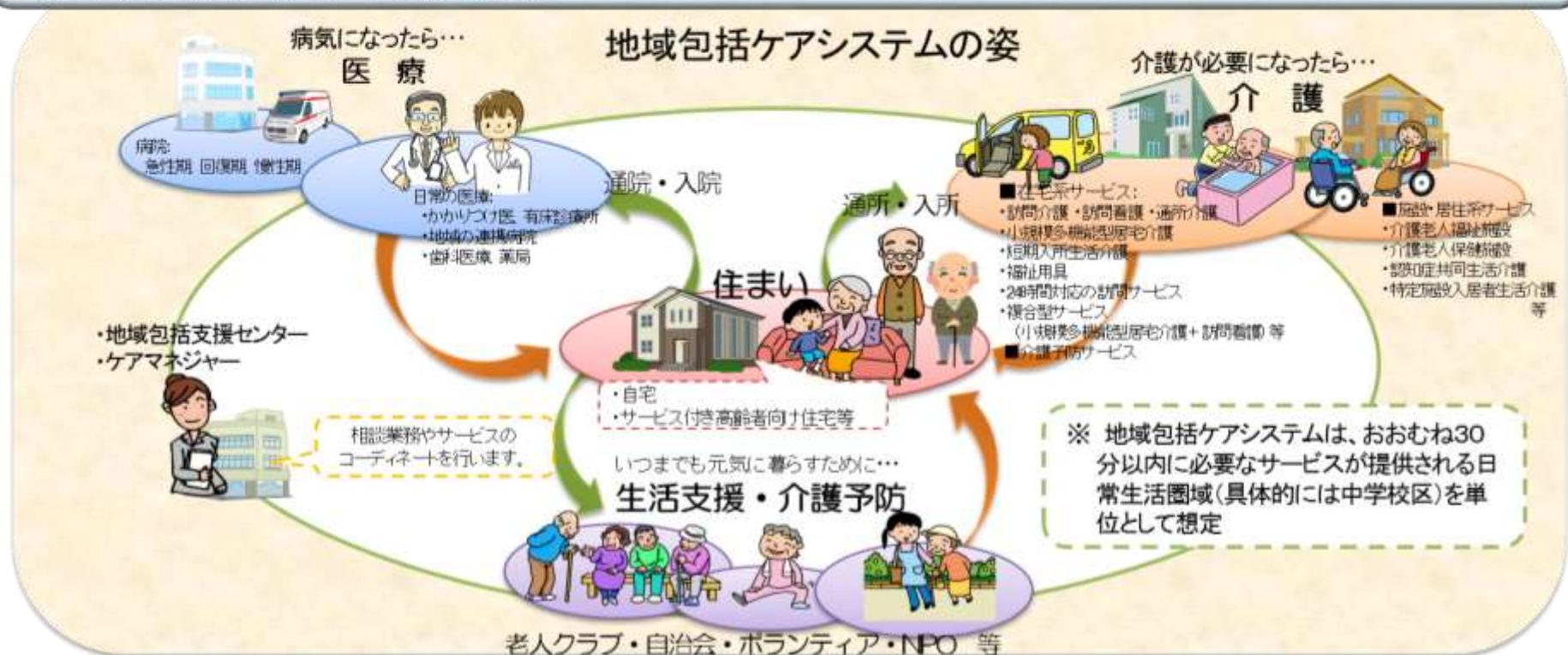
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の業務推進基本方針

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる**よう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



関東信越厚生局の取組について～3つのつなぐ～

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

- 関東信越厚生局では、地域包括ケアシステムの構築支援に、局全体で取り組んでおり、地域包括ケア推進課では、都県と市区町村の後方支援として、「つなぐ」3つの取組を進めています。

局全体としての取組

地域包括ケア推進本部会議

管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため国の視点から都県と市区町村に対する必要な支援について、局内都県事務所を含めた体制で協議しています。

自治体の後方支援としての主な取組

1. 国（本省）と自治体・地域を「つなぐ」（啓発）

国の制度や関連施策の紹介を行うとともに、地域包括ケアシステムの理念・考え方等についての普及浸透、理解促進のため、セミナーやシンポジウムを開催しています。

2. 自治体・地域同士を「つなぐ」（情報の収集と発信）

自治体・地域の好取組事例を「ヨコ」展開していくよう、情報収集を積極的に進めるとともに、効率的・効果的な情報発信に取り組んでいます。

3. 地域づくりの視点で、福祉分野と他分野を「つなぐ」（連携）

地域づくりの視点で必要となる他省庁の所管に関わる施策については、他省庁の地方機関とも相互協力を図り、連携してイベントを開催するなど様々な関係者が連携するきっかけ作りを行うとともに、他省庁と共同でチームを作り、都県等へ訪問、助言なども行っています。

また、地域で活動しているNPO等の関係団体とも協力の上、自治体支援に取り組んでいます。

【取組例】



地域包括ケア応援セミナーの開催

地域包括ケア推進
都県協議会・分科会の開催



事例研究会の開催（市区町村同士の意見交換）



自治体と企業をつなぐマッチングイベントの開催（多主体協働をめざして）

1. 国（本省）と自治体・地域を「つなぐ」（啓発）

地域包括ケア
応援セミナー

地域づくり加速化事業
(伴走的支援)

介護保険事業（支援）
計画ヒアリング

地域づくり加速化事業
(ブロック別研修会)

在宅療養支援診療所等
の定例報告の情報提供

2. 自治体・地域同士を「つなぐ」（情報の収集と発信）

都県協議会

分科会

事例研究会

都県・市町村ヒアリング

地域包括ケアシステム共創事業（仮）

メールによる情報発信

認知症サポート
養成講座

官民連携
(関東経済産業局)

農福連携
(関東農政局)

居住支援
(関東地方整備局)
(北陸地方整備局)

移動支援
(関東運輸局)

3. 地域づくりの視点で、福祉分野と他分野を「つなぐ」（連携）

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部設置規程

平成28年4月1日制定
関東信越厚生局長伺定め

(設置目的)

第1条 関東信越厚生局管轄区域内における地域包括ケアシステムの構築を推進するため、**国の視点から**都県及び市区町村等に対する必要な支援について協議するとともに、**地域の特性に応じた**地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的として、関東信越厚生局（以下「局」という。）に「地域包括ケア推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、**地域包括ケアシステムに関する幅広い知識、経験、情報を得るとともに、**厚生労働本省、都県と連携しつつ、管轄区域内の市区町村における**地域包括ケアシステムの取組みを推進・支援するための企画、立案及び総合調整を行い、**局による効果的な業務の実施を図る。

(組織)

第3条 (略)

(庶務)

第4条 (略)

(開催等)

第5条 (略)

(その他)

第6条 (略)

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部の業務推進基本方針

平成29年4月11日
関東信越厚生局地域包括ケア推進本部決定

関東信越厚生局地域包括ケア推進本部は、管轄区域内市区町村の医療介護連携、地域包括ケアの取り組みを推進するため、**都県への支援を行うこと及び都県の役に立つ業務を実施することを基本コンセプト**として、下記の点に留意の上、業務を推進する。

記

- 一 **各本部員は、管内都県の地域包括ケアに関する情報の収集に努めるとともに、これを地域包括ケア推進課にフィードバックし、同課における情報の集約に協力する。**
- 二 **地域包括ケア推進課は、関東信越厚生局における地域包括ケア推進業務の中心となり、組織全体での情報や課題の共有、取組の推進に努め、都県との連携体制を構築しつつ、情報の収集発信や啓発活動の実施等の具体的業務を遂行する。**
- 三 **健康福祉課及び医事課等は、補助金執行や養成施設の指導監督等の業務の遂行に当たり、地域包括ケア推進課との連携・支援に努める。**
- 四 **都県事務所長は、地域包括ケア推進課併任者の協力を得て、地域包括ケアの推進について、都県の窓口としての機能を果たすよう努めるとともに、各都県において地域包括ケア推進課が事業を実施する場合には、これに連携・協力する。**

以上



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括ケア推進事業の令和 6 年度の実施結果について

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

① 地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケア推進本部

○ 令和6年度第1回 地域包括ケア推進本部会議（4月16日）（第1会議室 ハイブリット）

【議題】

- 令和5年度の実施結果及び令和6年度の実施予定について
- 参与の解囑について
- 都県事務所等への協力依頼について
- 定例報告の情報提供について

○ 令和6年度第2回 地域包括ケア推進本部会議（10月8日）（第1会議室 ハイブリット）

- 第1部 幹部会議内で状況報告
- 第2部 医療法人博仁会理事長鈴木邦彦 氏

「地域包括ケアシステム構築に向けた展望と実践」～今後の課題を含めて～

参加者：推進本部員27名及び聴講希望職員30名 計57名

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

②外部関係者の意見等の聴取

都県 / 政令市

○ 地域包括ケア推進都県協議会（7月18日）（第1会議室 ハイブリット）

参加者：10都県62名（集合8名、54名）

主な議題：厚生局及び各都県の事業予定

地域包括支援センターに係る法改正等について（説明：老健局認知症施策・地域介護推進課）

○ 地域包括ケア推進都県協議会分科会（9月5日）（第1会議室 ハイブリット）

参加者：10都県31名

テーマ：保険者機能強化推進交付金等

講 師：本省老健局介護保険計画課

埼玉県立大学 吉田教授

○ 都県担当者との意見交換

- 都県訪問（4/22～5/15 10都県）

都県事務所

- 在宅医療・介護連携推進事業についてヒアリング（7/12～8/6 10都県）

○ 政令市との意見交換

- 政令市訪問（1/9～3/11 6市（新潟市、千葉市、横浜市、相模原市、相模原市、川崎市））

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

②外部関係者の意見等の聴取

他省庁地方支分部局との意見交換

○ さいたま新都心意見交換会 (6月18日) (共有会議室10 集合形式)

参加者：8 地方支分部局 21名（厚生局含む）

各地方支分部局の地域包括ケアに関する取組を紹介し意見交換を実施した。

今年度より東京矯正管区が参加となった。

自治体及び外部関係者との意見交換

○ 意見交換、視察等の実施

※年度当初の都県訪問、下期の政令市訪問、伴走支援事業、老健事業、一体的実施事業はそれぞれ記載があるため除く

■ (地域包括支援センター) 川口市、越谷市

■ (生活支援体制整) 川崎市、清瀬市、矢板市、茨城県

■ (介護予防) 西東京市、伊勢原市、さくら市

■ (在医介連携) 新潟市、新潟市医師会、越谷市医師会、群馬県医師会

■ (通いの場) 実家の茶の間（新潟市）

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

③地域包括ケアシステム等の普及・啓発

地域包括ケア応援セミナー

令和6年度第1回地域包括ケア応援セミナー（7月11日）オンライン開催

関東経済産業局と共に、官民連携をテーマに開催。厚生局、経産局合同で自治体を訪問し、事業につながった事例を紹介した。

テーマ：官民連携

参加者：121名

講 師：早稲田大学スポーツ科学学術院、(株)官民連携事業研究所、(株)バスプラ、伊勢崎市

地域包括ケア応援セミナー（地域づくり加速化事業ブロック別研修）

令和6年度第2回地域包括ケア応援セミナー（1月20日）

2025年を迎えるにあたり、地域包括ケアの今後の目指すべき姿を、有識者や地域づくり加速化事業のアドバイザーから提言をいただいた。

テーマ：共生社会を見据えた地域デザインを考える

会 場：東京証券会館8階ホール

参加者：117名（自治体職員、地域包括支援センター、介護事業者、医療機関、民生委員、学生、学識者、一般等）

プログラム：基調講演 埼玉県立大学 田中理事長、奈良県生駒市 田中特命監

事例発表 栃木県さくら市、山梨県富士川町

シンポジウム 【座長】田中理事長

【パネリスト】田中特命監、千葉県高齢者支援課 菊池課長補佐

日本能率協会総合研究所 服部主任研究員

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

④地域支援事業に関する業務（認知症以外）

事例研究会

多くの自治体で抱える課題について、自治体間での情報交換を目的にグループワークを中心に事例研究会を対面で開催。

○ 令和6年度第1回事例研究会（10月25日） 場所：共用会議室5－1

テーマ：生活支援体制整備事業に係る事例研究会

講 師：厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室

地域包括ケア推進係長（併）地域支援事業係長 原 伊吹 氏

参加者：95名（うち都県6名）

○ 令和6年度第2回事例研究会（11月19日） 場所：共用会議室5－1

テーマ：在宅医療・介護連携推進事業研修会

～コーディネーターへの期待が高まっている今 他のコーディネーターの取り組みから学ぼう・自身の取り組みを振り返ろう～

参加者：88名（うち都県10名）

全国初の在医介連携のコーディネーターにスポットをあてた研修として実施。都道府県が実施すべき効果的な研修の在り方を老健事業で検証し、この事例研究会で実証した。都県から8都県がオブザーバー参加し、後日3都県から自分の都県での研修会実施の支援の要望があり、2月7日に群馬県での研修会を共同開催、栃木県と東京都は令和7年度の研修企画支援を行った。

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

④地域支援事業に関する業務（認知症以外）

地域支援事業実施要綱改正に関する説明会

令和6年8月に「地域支援事業実施要綱及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの一部改正」が行われたことに伴い、

自治体職員や地域包括支援センター職員及び生活支援コーディネーター等の地域づくりに携わる者が、地域支援事業実施要綱改正等の背景や内容を理解することで、地域支援事業の充実を図ることを目的として開催した

1. 日時、場所 令和7年3月12日（水）13:00～16:30 第1会議室

2. 開催方法 ハイブリッド

参加申し込み497件 **1,117人** （視聴者数 会場：10名、オンライン：542回線）

3. 参加者内訳 自治体職員50.3% 社会福祉協議会7.7% 地域包括支援センター37.9% 医療機関0.6% その他2.5%

4. 講師 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 岸室長補佐

（参加者からの声）

- ・講師の話す講義内容は根本的な考え方やそこに至る説明であったので、改正内容を変更点として手段や方法といったように捉えるのではなく、根底にある考え方や捉え方を理解することができました。
- ・難しい制度を分かりやすい言葉で説明していただき、理解しやすかったです。
- ・包括的支援事業を具体的にしたもののが、在宅医療介護連携推進事業や生活支援体制整備事業や認知症総合支援事業と聞き、新しく業務が増えたと誤解していたので、聞けて良かったです。

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

④地域支援事業に関する業務（認知症以外）

在宅医療・介護連携推進支援事業

老健局より選定された自治体に対して、アドバイザーが伴走支援を実施

支援対象自治体：山梨県甲州市

- 担当アドバイザー：国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部 福祉サービス研究領域上席主任研究官 大多賀 政昭氏
石川県立こころの病院認知症疾患医療センター副所長 村井 千賀氏
- 支援日：1回目12月3日…甲州市の在宅医療・介護連携部会でグループワークを実施
2回目 1月10日…多職種連携のための研修会開催の支援
3回目2月10日…在宅医療・介護連携部会でグループワークを実施し、入退院時の課題を共有
上記の3回の現地支援のほかオンラインでの支援を2回実施

高齢者住まい・生活支援伴走支援事業

老健局より選定された自治体の居住に関する課題に関して、専門家や都県及び当局等による伴走支援

支援対象自治体：東京都国立市

- 担当アドバイザー：日本大学 文理学部社会福祉学科 教授 白川 泰之氏
公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 事業部 担当部長 入原 修一氏
- 支援日：1回目10月16日…アドバイザーによる講話・意見交換
2回目 1月8日…老健局高齢者支援課より行政説明・アドバイザーによる講話・国立市担当課より取組について説明・グループワーク
3回目 2月27日…アドバイザーによる講話・国立市より居住に関する課題の対応等の事例紹介

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

⑤認知症施策に関する業務

説明会の開催（認知症）

○ 認知症施策に関する説明会（1月17日） 場所：講堂 ハイブリッド形式

テーマ：認知症施策推進基本計画に基づく自治体の認知症施策について

講 師：厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 江川 斎宏 課長補佐（行政説明）

社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター栗田 主一 センター長（講義）

参加者：10都県および市町村の地域包括ケア担当者 258名

認知症サポーター養成講座

推進本部にて認知症サポーター養成講座の開催協力を呼び掛けたところ、今年度は3事務所から開催の申し出があった。

本局も含め、4カ所で開催し計176名のサポーターを養成した。

主催	開催日	講師	参加者数	参加対象 他地方支分部局
本局	11月8日(金)	認知症介護・研究センター長 栗田 主一氏	54名	関東管区行政評価局、関東財務局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東地方環境事務所、埼玉労働局、東京矯正管区、関東信越厚生局（主催）
千葉事務所	11月18日(月)	千葉市あんしんケアセンター中央 センター長 谷口 さなえ氏	32名	東京検疫所千葉検疫所支所、横浜植物防疫所東京支所千葉出張所、横浜税関千葉税関支署、千葉海上保安部、千葉年金審査分室、関東信越厚生局本局、関東信越厚生局千葉事務所（主催）
山梨事務所	11月26日(火)	山梨県社会福祉協議会 主事 大森 舞子氏	68名	東京税関山梨政令派出所、関東財務局甲府財務事務所、甲府地方法務局、東京国税局業務センター（甲府分室）、自衛隊山梨地方協力本部、甲府地方検察庁、甲府保護観察所、山梨労働局、関東信越厚生局本局、関東信越厚生局山梨事務所（主催）
茨城事務所	3月17日(月)	認知症ケア専門士 高橋 克佳氏	25名	茨城行政監視行政相談センター、水戸保護観察所、関東財務局水戸財務事務所、水戸税務署、関東農政局茨城県拠点、水戸地方検察庁、自衛隊茨城地方協力部隊、関東信越厚生局本局、関東信越厚生局茨城事務所（主催）

関東信越厚生局 令和7年度 認知症サポーター養成講座の開催

令和6年度については、本局（埼玉）、山梨、千葉、茨城の各事務所において、認知症サポーター養成講座を開催しました。

【本局（埼玉）地域包括ケア推進課主催開催】

日時：令和6年11月8日 15:00～16:45

会場：さいたま新都心合同庁舎1号館1階 多目的室

受講者人数：54名

参加官署：関東管区行政評価局、関東財務局、埼玉労働局

関東経済産業局、関東地方整備局、関東地方環境事務所

東京矯正管区、関東信越厚生局（主催）



【千葉事務所主催開催】

日時：令和6年11月18日 14時00分～15時30分

会場：千葉港湾合同庁舎2階 共同会議室

受講者人数：29名

参加官署：東京検疫所千葉検疫所支所、横浜植物防疫所東京支所千葉出張所

横浜税関千葉税関支署、千葉海上保安部、千葉年金審査分室

関東信越厚生局本局、関東信越厚生局千葉事務所（主催）



【山梨事務所主催開催】

日時：令和6年11月26日 ①10時30分～11時30分
②13時30分～15時00分

会場：甲府合同庁舎2階共用会議室

受講者人数：68名

参加官署：東京税関山梨政令派出所、関東財務局甲府財務事務所
甲府地方法務局、東京国税局業務センター（甲府分室）
自衛隊山梨地方協力本部、甲府地方検察庁
甲府保護観察所、山梨労働局、関東信越厚生局本局
関東信越厚生局山梨事務所（主催）



【茨城事務所主催開催】

日時：令和7年3月17日 ①10時15分～11時45分
②14時15分～15時45分

会場：水戸地方合同庁舎2階 共用大会議室

受講者人数：25名

参加官署：茨城行政監視行政相談センター、自衛隊茨城地方協力部隊
水戸地方検察庁、水戸保護観察所、関東財務局水戸財務事務所
水戸税務署、関東農政局茨城県拠点、関東信越厚生局本局
関東信越厚生局茨城事務所（主催）



1 地域包括ケアシステム構築に関すること

⑥介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

○ 第9期介護保険事業（支援）計画にかかる都県ヒアリングを実施

令和6年8月16日 都県ヒアリングに係る事務連絡の発出

令和6年10月17日～11月1日 都県ヒアリングの実施（対面により実施2県（栃木県現地・長野県来局）、Webにより実施8都県）

令和6年11月15日 ヒアリング結果を本省介護保険課に提出

令和6年11月29日 本省よりヒアリング結果とりまとめ確認依頼

令和6年12月5日 確認結果を提出

令和6年12月12日 本省介護保険課から都道府県にヒアリング結果を共有

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

⑦保険者機能強化推進交付金等の評価結果を通じた課題等の把握、助言、支援

都県支援

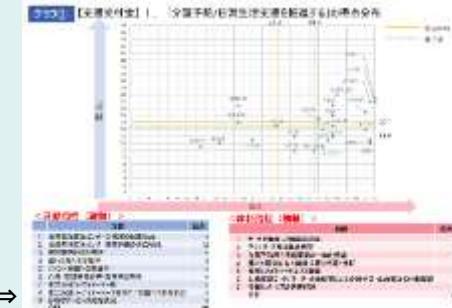
○ 地域包括ケア推進都県協議会分科会（9月5日）（第1会議室 ハイブリッド形式）【再掲】

参加者：10都県31名

テーマ：保険者機能強化推進交付金等

講 師：本省老健局介護保険計画課

埼玉県立大学 吉田教授



※評価結果を経年比較し、
分析した資料を都県に提供 ⇒

自治体支援

○ 茨城県全市町村を対象とした研修会（計2回開催）

介護予防・生活支援サービス事業の普及展開を図るために、全市町村を対象に「サービス・活動C」をテーマに県内2か所で研修会を開催。茨城県より自治体支援の依頼があり、当課は事業説明及びグループワークに参加。県内の数か所の自治体より伴走支援の希望も上がり、次年度に向けて伴走支援を考える良い機会となった様子である。

○ 市町村支援（今後の市区町村支援の充実を図るためヒアリング等）

伴走支援が必要な自治体に対して茨城県・当課にてヒアリングをし、今後の方向性について対話をする機会をつくったが、今回は自治体の諸事情により実施できなかつたが、次年度も今年度の企画同様に実施していく予定。

○ 神奈川県大磯町

令和6年度地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業（第7回）（第2回フォローアップ）

令和6年度地域包括ケアシステム推進のための伴走支援事業（第8回）（第3回フォローアップ）

各課で対応できない複雑化・複合化した個のケースを題材に府内関係者を集め、情報共有と府内の体制づくりを検討するため地域ケア府内連絡会の設置を支援する事業。神奈川県は令和5年度から2年間をかけて支援。支援終盤になり、厚生局が入ることで府の支援の後押しを期待され参加。県からは「厚生局が入ることで集まった府内外の関係者に今までにない緊張感があった」と評価を受け他の伴走支援の参加依頼につながった。

1 地域包括ケアシステム構築に関すること 地域づくり加速化事業

地域包括ケアシステムを構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた

支援パッケージを活用し、総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走支援

厚生局主導

支援自治体	支援テーマ／アドバイザー	支援回数／支援報告
矢板市 (栃木県)	介護予防ケアマネジメント、通いの場、生活支援体制整備事業 【アドバイザー】 <ul style="list-style-type: none">・(株)日本医療総合研究所 地域づくり推進部 部長・兵庫県洲本市 健康福祉部 介護福祉課 長寿支援係 理学療法士兼生活支援コーディネーター・一般社団法人 日本介護支援専門員協会 栃木支部	川越 雅弘 畠山 浩志 佐藤 淳一 Web 5回 現地 4回 【支援報告】 市の『を目指すべき姿』として「住民がやりたいことをやれる市にしたい」と目標を掲げ市民や関係機関、多職種と対話・連携をしながら地域づくりをしていく方向性になった。
富士見市 (埼玉県)	サービス・活動A（委託型） サービス・活動D 【アドバイザー】 <ul style="list-style-type: none">・千葉県松戸市 福祉長寿部 高齢者支援課 課長補佐・(株)日本能率協会総合研究所 主幹研究員	菊池 一 服部 真治 Web 3回 現地 3回 【支援報告】 当初の目的であった移動支援策としてまちづくり協議会で委託事業を開始することになった。基本チェックリストの見直し、初回訪問アセスメント時のOT訪問体制についても協議できた。
長岡市 (新潟県)	サービス・活動C 【アドバイザー】 <ul style="list-style-type: none">・公益社団法人 さわやか福祉財団・筑波大学 人間系 教授	鶴山 芳子 山田 実 Web 3回 現地 3回 【支援報告】 サービスCの目的や対象者像について、地域包括支援センターやサービス事業所、行政で認識の共有につながった。今後も関係各位と対話をしながら、対象者のスクリーニングシート等をブラッシュアップしていく方向性になった。

2 補助金等の交付に関すること

地域支援事業交付金

① 当初交付

- 令和6年8月9日 当初交付事前協議申請依頼
- 令和6年9月24日 当初交付事前協議書類の審査
～令和6年10月18日
- 令和6年11月29日 当初交付決定額の調整・提示
- 令和7年2月13日 当初交付申請依頼
- 令和7年2月26日 当初交付申請書類の審査
～令和7年3月3日
- 令和7年3月18日 当初交付決定通知
- 令和7年3月28日 支払い

③ 調整交付金の交付

- 令和6年11月28日 調査依頼
- 令和6年12月11日 調査書類の審査、調整交付金の算定・提示
～令和7年1月15日
- 令和7年2月13日 内示の連絡
- 令和7年3月28日 支払い

④ 前年度確定

- 令和6年6月6日 実績報告依頼
- 令和6年7月～8月 実績報告書類の審査
- 令和7年1月15日 確定通知
- 令和7年1月27日 支払い

⑤ 過年度再確定

- 令和6年8月16日 再確定に係る報告依頼
- 令和6年9月～10月 再確定に係る報告書類の審査
- 令和7年1月15日 確定通知
- 令和7年1月27日 支払い

2 補助金等の交付に関すること

地域医療介護総合確保基金

①都県ヒアリング

人材分：ヒアリングは実施せず、アンケートで代替

施設分：8月2日～8月7日オンラインで実施

②現年度予算交付決定

令和6年6月5日 第1次国庫補助協議依頼発出

令和6年7月10日～ 協議書類の審査

令和6年10月11日 内示（施設分）

令和7年2月5日 内示（人材分）

令和6年12月27日 交付申請書類の提出依頼

令和7年2月14日～ 交付申請書類の審査

交付決定

支払い

2 補助金等の交付に関すること

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

① 当初交付申請

令和6年4月5日	事前申請書類の提出依頼
令和6年6月	事前申請書類の提出・審査
令和6年10月	当初交付決定に係る交付額内示、交付申請
令和6年12月	当初交付決定・支払い

④ ヒアリング

令和6年11～12月	一体的実施事業の好事例ヒアリング
(自治体訪問)	11月26日 群馬県桐生市 12月10日 千葉県大網白里市
令和7年3月	ヒアリング結果を保険局にて公表

② 変更交付申請

令和6年11月12日	変更交付申請書類の提出依頼
令和7年1月	変更交付決定に係る事前申請、審査
令和7年3月	変更交付決定・支払い

⑤ 意見交換会

○ 意見交換会（2月19日）オンライン開催

参加者：都県庁、広域連合、国保連の一体的実施担当者 計99名

講 師：一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 副理事長
神奈川県 地域包括ケアシステム統括アドバイザー
松川 竜也 氏

- ・松川氏による講演後、組織別、都県別によるグループワークを実施
- ・「組織別からの都県別での意見交換は有意義だった。ある程度の情報共有は行っているが、広域連合・県・国保連合会の3者が一体的実施について話し合う機会があまりないため、今回の意見交換会は貴重な機会となった。」といった意見があった一方で、「都県別は適宜情報交換しているため、後日適宜情報共有等でもよかった」という意見があり、都県ごとの関係組織との連携におけるばらつきを認識した。今後も継続的に意見交換を実施していきたい。

③ 実績報告

令和6年4月8日	令和4年度実績報告提出書類
令和6年6月	実績報告提出、審査
令和7年3月	交付額確定通知発出

3 その他

①他省庁や学識、各種団体、民間企業等との連携による取組

他省庁連携

○ 各機関の意見等の聴取

さいたま新都心意見交換会に矯正管区が初参加した（再掲）。関東総合通信局および関東地方環境事務所に訪問し、双方の情報交換と今後の連携について意思を確認した。

○ 各機関との主な取組

- 関東農政局 農福連携推進に関する関東管内省庁連絡会議（12/5）、関東ブロック農福連携推進セミナー（2/28）の参加
- 関東経済産業局 定例会議（毎月）、官民連携セミナー合同開催（7/11）、ガバメントピッチへの協力（12/24）、Care Show Japan 2025(官民連携セミナー)に参加（2/26）
- 関東地方整備局 令和6年度埼玉県居住支援セミナーへの職員の派遣（11/27）
- 北陸地方整備局 令和6年度新潟県における居住支援に係る勉強会への協力（12/13）

各種団体との連携

○ 浴風会 認知症介護研究・研修東京センター

- ・ 地方厚生（支）局協議会視察（5/24）
- ・ 当課から認知症介護研究・研修東京センター運営協議会及び評価委員会に委員として出席（8/9）
- ・ 講師依頼 認知症サポーター養成講座（11/18）、認知症（1/17）で粟田センター長が講演

○ 各種団体へ講師派遣 3県に当課職員を講師として派遣

- ・ 山梨県 ・群馬県 ・茨城県

3 その他 ②老人保健健康増進等事業

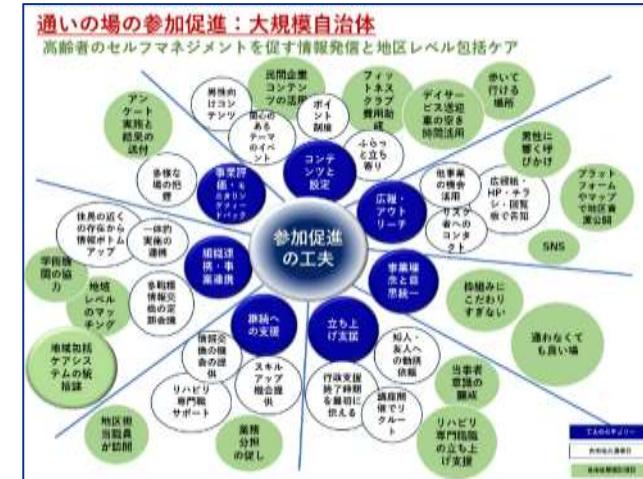
○ 通いの場などの介護予防に資する取組の効果的な普及啓発の手法に関する調査研究事業

高齢者人口を多く抱える首都圏では、介護予防の取組を促進し、要介護になる人数を減らすことが肝要である。本事業では参加に無関心な人や軽度の認知症を抱えた人などでも思わず参加したいと心が動くような働きかけとはどのようなものか、また多くの対象者に対して拡げ定着させていく手法とはどのようなものかを検討した。

- 委員会 第1回：7月19日 第2回：8月30日
第3回：1月23日 第4回：3月4日

- 自治体ヒアリング 玉村町、葛飾区、豊丘村、柏崎市、八千代市、甲府市、八王子市、千葉市、富士見町、上三川町

- 報告会 3月10日



実施団体：一般社団法人日本老年学的評価研究機構

○地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域包括ケアシステムの構築状況の把握と分析に係る調査研究事業

「見える化システム」を活用した地域包括ケアシステムの構築状況の把握と分析により、地域支援事業の特定と分析、必要な施策の検討、事業評価、その対応策を整理することを目的としている。

- 委員会 第1回：8月9日 第2回：1月14日 第3回：3月24日

- 実証 ○ 都県職員を対象とした研修会 11月6日

○市区町村を対象とした実証

- ・栃木県日光市 1回目：11月28日 2回目：1月24日
 - ・東京都武藏野市 1回目：11月26日 2回目：1月30日

- 報告会 3月13日

実施団体：公立大学法人埼玉県立大学

3 その他

③老人保健健康増進等事業

○ 在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及びスキルアップに関する

調査研究事業

在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーターは市町村や都市医師会単位で1人で配置されることが多いため、孤立しやすくまたそのスキルアップが課題となっている。本事業では、委員会で、都道府県による研修会とコーディネーター間のネットワーク形成が効果的との仮説のもと、都道府県による効果的な研修会の在り方を研究し、関東信越厚生局及び群馬県で研修会を実施しその効果を検証した。



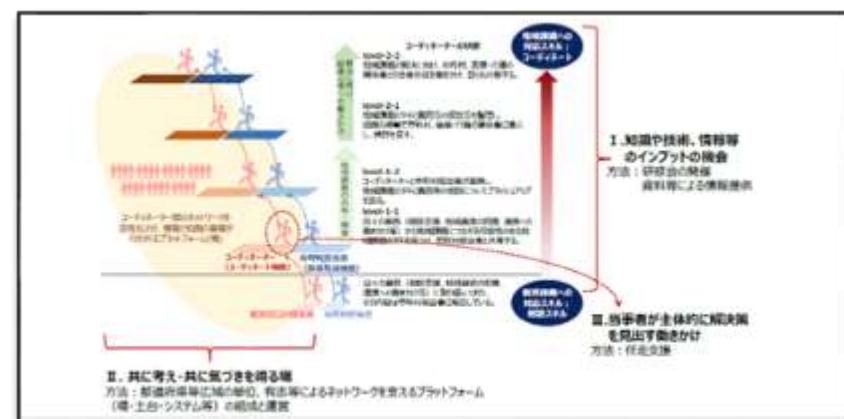
厚生局の研修会の様子。全国初の在医介連携のコーディネーターにスポットをあてた研修として、参加者から非常に好評であった。今後、都道府県単位で同様の研修会を実施できるよう働きかけたい。

■委員会 第1回7月29日 第2回9月12日 第3回10月22日
第4回12月23日 第5回2月10日 第6回2月25日

■ヒアリング 10都県（7/12～7/24）
新潟県コーディネーター（10/2）
埼玉県コーディネーター（11/7）

■検証 研修会①11月19日（厚生局）参加者88名
研修会②2月7日（群馬県）参加者44名
群馬県研修会振り返り会2月25日 参加者24名

■報告会 3月21日 参加申し込み 422名



コーディネーターのレベルについてのイメージ図
研修会では、level 1の地域課題のタネの見つけ方についてをテーマとした

実施団体：株式会社富士通総研

4. 普及・啓発事業の課題

- 令和6年度の普及・啓発事業は、イベント数自体はあまり変わらないが、参加者数が大きく増加した。これは自治体のニーズが高いテーマをリサーチし、遠方でも参加ができるようオンラインでの開催とした効果である。
- 業務で参加ができない方からアーカイブ配信求める電話が多数があった。またアンケートからも繰り返し聴きたいとアーカイブ配信を求める声が多数上がった。令和7年度への課題とする。

令和5年度及び令和6年度のオンラインでの研修等の実績

令和6年度はオンラインでの研修等の実績は参加者数が**約4倍**となった。

開催年度	イベント数	参加者数計	(対面)	(オンライン)
令和5年度	6	748	326	422
令和6年度	7	2,024	308	1,716
前年度比 (R6/R5)	117%	271%	94%	407%

アーカイブ発信の要望

窓口業務や訪問等のある自治体職員は、**いつでも、何度でも視聴できるアーカイブ発信**を求めている。

- ・行政の担当一人で視聴したので地域包括支援センター等とも共有したいので動画配信を希望します。できれば動画を見ながら、みんなで何ができるか話し合いたいと思いました。
- ・今回の説明会について参加できなかった職員とともに見たいので、アーカイブ配信をお願いしたいと思います。
- ・分かり易い説明で大変参考になった。研修時にもあったように動画配信を希望します。
- ・内容の理解を深めたいのと、他職員にも理解が必要な内容のため、アーカイブで配信して欲しいです。

(令和6年度 地域支援事業実施要綱改正に係る説明会でのアンケート結果より)

参考

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都県間での意見交換会の開催・連携強化の推進 | 厚生局の取組例 ～地域包括ケア推進都県協議会分科会～

- 「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」をテーマとし、10都県担当者を集めた意見交換会を開催。各都県の市区町村支援の取組状況について情報共有を行い、都県が課題と感じていること等を発言していただく場となった。厚生局からは過去の評価結果について分析事例を紹介した。

令和6年度第1回関東信越厚生局地域包括ケア推進都県協議会分科会（保険者機能強化推進交付金等に係る意見交換会）

日時：令和6年9月5日 13:30～16:30

会場：さいたま新都心合同庁舎 7階会議室

参加：10都県の地域包括ケア担当者および交付金担当者 31名
(対面12名、オンライン19名)

【主なプログラム】

- 老健局介護保険計画課専門官より行政説明
- 埼玉県立大学吉田教授より研究事業発表
- 厚生局よりR5年度評価結果の分析例の紹介
- 意見交換

<主な意見等>

- ・評価指標別に、全国平均と比較して点数の低い分野を市区町村ごとに比較しているが、具体的な分析までは実施できていない。
- ・評価結果が全国平均を下回る市区町村に対してヒアリングやアドバイザー派遣の提案等を行っているが、支援に消極的な市区町村もあり、苦慮している。



会場の様子（オンラインと会場参加のハイブリッド）

分科会を踏まえた今後の方向性等

<対面参加の有用性>

- 多くの都県担当者に対面で参加いただけたため、会議終了後に出席者が埼玉県立大学の吉田教授のもとに集まり、車座での意見交換が自然に発生した。

<都県担当者のニーズの把握>

- 市区町村の比較はできているが、詳細な分析やそれらを踏まえた具体的な市町村支援につなげられていない都県も多く、今後も分析方法等についての意見交換会などを開催してほしいという声が多数あった。

<今後の予定>

- 老健事業において、都県担当者を対象とした地域包括ケア「見える化」システムのデータを活用した市町村分析に関する研修会を実施する予定（11月）。



会議終了後に出席者が吉田教授のもとに集まり、意見交換。
厚生局としては、都県の参考になるような場を設けていきたい

令和6年度 第1回地域包括ケア事例研究会

～テーマ：生活支援体制整備事業に係る研究会～

令和6年度に地域支援事業要綱改正が出され、「生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携と推進」が新規事業として出された。そのため、行政職員及び生活支援コーディネーターを対象に事例研究会を開催した。

事例研究会

日 時：令和 6 年10月25日 13：15～16：30

会 場：さいたま新都心合同庁舎 5 階共有会議室

参 加：都県職員および市区町村職員及び生活支援コーディネーター（95名）

【内 容】

- 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室担当者より行政説明
「生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携と推進について」
- 事例発表（栃木県大田原市、東京都清瀬市、神奈川県川崎市）
- グループワーク

会場の様子（厚労省担当より説明中）



意見交換会での意見等

<行政職員からの感想・意見>

- ・ すごく良い時間でした。色々なアイディアをいただき参考になりました。生活支援コーディネーターと共に、様々な事業に取り組みたいと思います。

<現場で活動する生活支援コーディネーターからの感想>

- ・ 研修に参加していて生活支援コーディネーターでワクワクしました。何か地域に取組を仕掛けたいです。
- ・ みなさんそれぞれの地域で、地域ならではの悩みを聞きました。みなさん大変とは言ってもすごく楽しんで取り組まれているので、私も楽しみなら頑張りたいと思います。
- ・ この内容は集合形式だけではもったいないと思いました。

令和6年度 第2回地域包括ケア応援セミナー（地域づくり加速化事業ブロック別研修）

～テーマ：「共生社会を見すえた地域デザインを考える」～

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制～地域包括ケアシステム～を市町村や都道府県が中心となって作り上げてきた。しかし、2040年に向けて85歳以上人口が増大し、少子化による生産年齢人口が減少する見込みの中、自治体（官）は住民と協働のもと企業（産）、大学等（学）と連携して地域の実情に沿った「地域デザイン」を描いていく必要があるため、当セミナーを開催した。

開催日程

日 時：令和7年1月20日（月）13：30～16：30

会 場：東京証券会館8階ホール

参 加：自治体職員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、介護事業者
ケアマネジャー、医療機関、民生委員、医療福祉系学生、地域教育・研究される学識者、一般
(117名)

田中滋氏より講演



【プログラム】

第一部 基調講演

■基調講演1「地域包括ケアシステムの目指すべき姿」

公立大学法人 埼玉県立大学 理事長 田中 滋 氏

■基調講演2「共生社会の実現に向けて地域をデザインする」

奈良県生駒市 特命監 田中 明美 氏

地域づくり加速化事業事例報告

■栃木県さくら市 テーマ「循環型のサービス・活動Cを目指して」

■山梨県富士川町 テーマ「地域づくり加速化事業を受けての気づき」

第二部 シンポジウム

テーマ「住民協働及び産官学での地域づくり」

【座 長】田中 滋 氏

【パネリスト】田中 明美 氏、（株）日本能率協会総合研究所 服部 真治 氏、千葉県松戸市 高齢者支援課 課長補佐 菊池 一 氏



シンポジウムの様子

アンケート結果

基調講演は96%以上の者が「参考になった」、地域づくり加速化事業事例報告会は約96%以上の者が参考になったと回答した。パネルディスカッションについては参考になったは85.7%が参考になったと回答があった。すべてのプログラムにおいて「参考になった」となっており、地域包括システムの深化・推進に向けた一助となったと思われる。

茨城県への独自支援 ～総合事業の充実のための説明会及び意見交換会、市町村支援～

茨城県担当職員より県内の総合事業の充実が図れていないとの意見もあり、総合事業の説明会及に意見交換会を実施することになった。今後も県担当者と連携を図りながら、当課として後方支援を実施していく。

総合事業（サービス・活動C）意見交換会（県内2会場2回実施）

<1回目>

日 程：令和6年12月25日 14:00～16:00

会 場：茨城県立健康プラザ

参加人数：51名（行政職28名、リハビリ専門職23名）

<2回目>

日 程：令和7年1月9日 13:30～16:00

会 場：茨城県土浦合同庁舎 本庁舎3階 第1会議室

参加人数：65名（行政職34名、リハビリ専門職31名）

【主なプログラム】

- 情報提供「サービス・活動Cについて」 当課：県担当職員
- 事例提供（2自治体）
 - 1回目：茨城県水戸市高齢福祉課地域包括支援センター、栃木県さくら市健康福祉部高齢化
 - 2回目：茨城県つくばみらい市介護福祉課、栃木県さくら市健康福祉部高齢化
- グループワーク（意見交換会）

市町村支援（今後の市区町村支援の充実を図るためヒアリング等）

茨城県職員が県内の「地域支援事業の取組状況」「インセンティブ交付金」「地域支援事業上限超過」等を総合的に見て、支援が必要な自治体に対して茨城県・当課にてヒアリングをし、今後の方向性について対話をする機会をつくったが、今回は自治体の諸事情により実施できなかつたが、次年度も今年度の企画同様に実施していく予定。

都県間での意見交換会の開催・連携強化の推進 | 厚生局の取組例

～令和6年度 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のための関東信越厚生局意見交換会～

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」とする。）は令和6年度までに全市町村において実施されることを目指しており、また、今後は、一体的実施を開始した全国の市町村が質の向上と量の拡充に向けて事業を改善し、継続して実施していくことが課題である。一体的実施の推進においては、市区町村支援を担う後期高齢者医療広域連合、国民健康保険連合会、都道府県等関係者の意見交換が重要であることから、市区町村支援に係る課題解決を目的とした意見交換会を開催することとする。

令和6年度意見交換会実施状況の概要

日時：令和7年2月19日 9:30～12:00

会場：さいたま新都心合同庁舎 7階第2会議室（オンライン）

参加：管内10都県の都県庁、広域連合、国保連の担当者（99名※受付時 すべての関係機関から出席）

【主なプログラム】

□ 講演「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施～データ活用を踏まえた継続的な取組について～」

一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 副理事長 松川 竜也 氏

□ グループワーク

①組織別（都県グループ、広域連合グループ、国保連グループ）

一体的実施の事業を継続していくための市区町村支援や取組充実のための市区町村支援の実施状況 等

②都県別

組織別で検討した内容をシェアした上で、3つの機関で連携して今後実施できそうな支援、認識した課題、必要性を感じたこと等について意見交換

グループワークでの意見（今後実施できそうな支援、認識した課題、必要性を感じたこと等）

- ◆ 広域連合と県の保健福祉事務所とが連携して市町村支援している自治体があった。国保連の評価委員会に委員として携わってもらっているが、地域特性や課題について幅広く議論できる関係性を作りたい。県事業や連合会事業をフランクに話し合う場の設定や、連携の取組の検討が必要ではないか。
- ◆ KDB支援について、一体的実施支援事業に特化したものが必要であると感じた。
- ◆ マンパワー不足（医療専門職）が課題であるため、今後保健所との連携などを通して支援がされればよい。



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和7年度の地域包括ケア推進に関する取組予定

関東信越厚生局地域包括ケア推進課

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

① 地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケア推進本部会議

管内の地域包括ケアシステムの構築を推進するため、国の視点から都県及び市区町村に対する必要な支援の協議及び地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する具体的な支援を実施することを目的に、局内での情報共有、企画、立案、総合調整を行い局による効果的な業務の実施を図る

- 第1回 令和7年4月15日開催
- 第2回 令和7年10月開催予定

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

②外部関係者の意見等の聴取

都県

○ 地域包括ケア推進都県協議会 (年1回 7月開催予定)

管内市区町村における地域包括ケアシステムの取り組みを支援し、持続可能な医療・介護保険制度の構築を推進するための都県関係課長級による意見交換の場

○ 地域包括ケア推進都県協議会分科会 (年2回)

個別課題（テーマ）等について都県担当者レベルでの意見交換会

- ① テーマ：地域包括ケア見える化システムの活用（7月～ 4回シリーズ予定）
- ② 未定

○ 政令市意見交換会 (年1回 5月開催予定)

前年度の政令市訪問時に複数の市から要望があった、管内 6 政令市の意見交換会を実施する

○ 都県、政令市訪問

支援先である都県との関係を密にし、都県の課題把握を目的に4月、5月に訪問する
下期に 6 政令市を訪問し個別の課題を把握する

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

③地域包括ケアシステム等の普及・啓発

普及・啓発事業（イベント）

○ 地域包括ケア応援セミナー（年2回予定） 時期、テーマ未定

セミナーについては都県協議会で要望のあったテーマを中心に企画し開催。また、都県との共催を積極的に実施する。

○ 地域づくり加速化事業 ブロック別研修会（年1回、1月頃開催）

地域づくり加速化事業で自治体支援を実施したテーマを中心に企画し自治体向けに研修会を実施する

普及・啓発事業（動画配信）

○ 自治体新任職員向けオンライン研修【新規】 6月～

自治体の地域包括ケアに初めて携わる職員を想定した説明動画をシリーズ化して配信する

- ① 地域包括ケアシステムについて
- ② 認知症基本法について 等

普及・啓発事業（情報発信）

○ メールによる情報発信

メールでの情報交換を希望する自治体を募り、厚生局からの情報発信や自治体間の情報交換を実施していく

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

④ 地域支援事業に関する業務（認知症以外）

地域支援事業に関する助言及び指導

- 地域支援事業の管内市町村の実施状況を都県担当者に隨時確認とともに、課題がある場合は、本省に共有し、必要な助言及び指導を行う
- **事例研究会（年2～3回予定）**

地域包括ケアに関するテーマについて、市町村職員を対象に、グループワーク形式での意見交換の機会を提供
<実施予定テーマ>

- ・地域包括支援センターの役割及び生活支援体制整備事業
- ・在宅医療・介護連携推進事業

- **地域支援事業交付金説明会【新規】**

申請手続きについて解説した動画を配信する

1 地域包括ケアシステム構築に関する業務

⑤認知症施策に関する業務

○ 認知症に関するイベント (年1回以上、時期未定)

都県からの要望に基づき認知症施策に普及・啓発に資する取組として、セミナー、分科会、事例研究会から選び実施する

○ 認知症サポーター養成講座 (本局11月予定、都県事務所の希望により実施)

国の出先機関である厚生局を含めた地方支分部局の職員を対象に認知症サポーター養成講座を開催する
都県事務所は手上げ方式による開催。都県事務所開催の際は当課職員が事務局のサポートをする

⑥介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言及び支援

○ 介護保険事業（支援）計画に係るヒアリング（10都県、10月～2月）

第9期介護保険事業（支援）計画に基づく取組の進捗状況及び市町村支援の状況を都県担当者を対象にヒアリングを実施し本省に報告する

⑦保険者機能強化推進交付金等の評価結果を通じた課題等の把握、助言、支援

○ 保険者機能強化推進交付金等（インセンティブ交付金）に関する説明会 8月予定

保険者機能強化推進交付金等の評価を通じた介護保険事業の見直しを促すための研修を予定

1 地域包括ケアシステム構築に関すること

⑧伴走的支援事業

○ 地域づくり加速化事業（本省担当課：老健局 認知症施策・地域介護推進課）

令和7年度は全国で24自治体のため、1厚生局あたり3自治体となる。そのうち、都道府県主導型として1自治体が割り当てられるため、厚生局主導型は2自治体となる予定。現地支援3回、Webによる支援を3回実施する

- ・厚生局主導型 2自治体
- ・都道府県主導型 1自治体

○ 在宅医療・介護連携推進支援事業（本省担当課：老健局 老人保健課）

令和7年度は全国で4自治体の支援予定。管内自治体が支援対象となった場合は、老健局に協力し支援を実施する

○ 高齢者住まい・生活支援伴走支援事業（本省担当課：老健局 高齢者支援課）

高齢者の住まいについて課題の多い大都市部を中心に、住まい支援体制（居住支援協議会等）が未整備の自治体や、アンケートにより把握した取り組む意向がある自治体を対象として抽出。管内自治体が支援対象となった場合は、老健局に協力し支援を実施する

○ 厚生局独自支援事業

関東信越厚生局独自の自治体支援策として都県と協力して実施。令和6年度は茨城県と神奈川県で試行した

2 補助金等の交付に関すること

地域支援事業交付金

- 地域支援事業交付金について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。
- 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。
- 都県や市区町村からの交付金事務に係る疑義照会に対応する。

地域医療介護総合確保基金

- 地域医療介護総合確保基金のうち、「介護施設等の設備に関する事業」(地域密着型サービス等)及び「介護従事者の確保に関する事業」について、老健局と連携を図りながら、交付に関する事務を行う。
- 厚生局では交付決定、交付額確定及びこれにあたっての審査等を行う。本省より、支出負担行為示達の連絡がされた後、交付決定決裁を行う。
- 当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量(所要額)に係る調査、交付決定・交付額の確定等により把握し、都県に対する必要な助言及び支援を行う。

後期高齢者医療特別調整交付金

- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金について、事業実施計画書の審査を実施する。
- 厚生局では、管内の都県及び広域連合に対する意見交換会やヒアリングを実施し、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、都県及び広域連合に対する必要な助言及び支援を行う。

3 その他

①他省庁や学識、各種団体、民間企業等との連携による取組

さいたま新都心意見交換会

【目的】

地域包括ケア推進の観点から、地方自治体に対する関東地域に所在する国の地方支分部局が所管する各種施策について情報共有を図り、具体的な相互協力の可能性について検討を行う。令和7年度は、自治体への支援事業を行っている関東総合通信局および関東地方環境事務所が新たに参加し9機関で開催を予定。

【日 程】

6月中旬～下旬

【関東総合通信局】

■デジタル活用支援推進事業

スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する説明・相談等を行う「講習会」を、以下3類型で実施

- 全国展開型：携帯ショップなど全国に有している拠点で支援を実施
- 地域連携型：地方公共団体と連携して、公民館等の公共的な場所で支援を実施
- 講師派遣型：講師を地方公共団体等に派遣して支援を実施

※講師派遣型では、派遣講師の旅費・交通費及び貸し出し用スマートフォンの費用の負担なく講師の派遣を受けることが可能

■地域社会DX推進パッケージ事業

デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている地方公共団体等を対象に3ヶ月程度の間、コンサルタント等の専門家が伴走支援する事業。①デジタル人材／体制の確保支援、②先進的ソリューションの実用化支援（実証）、③地域のデジタル基盤の整備支援（補助）について好事例の創出・横展開を行う

【参加各機関】

- 関東信越厚生局 健康福祉課、地域包括ケア推進課
- 関東農政局（農福連携）
- 関東経済産業局（ヘルスケア）
- 関東地方整備局 住宅整備課（居住支援）
交通対策課（道の駅の活用等）
- 関東運輸局（移動支援）
- 関東地方更生保護委員会
- 東京矯正管区
- 関東総合通信局
- 関東地方環境事務所

【関東地方環境事務所】

■地域循環共生圏づくり支援体制構築事業

地域資源を活用して環境・経済・社会を統合的に向上させる事業(ローカルSDGs事業)を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域を作るとともに、地域の個性を生かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方

▷地域循環共生圏づくり

＜留意すべき三原則＞

- 地域が主体的に実施すること
- 多様な主体が協働して実施すること
- ローカルSDGs事業を生むこと

＜プロセス＞

- ①地域の課題・資産の整理、仲間づくり（地域プラットフォーム形成）
- ②ビジョン作成、事業の構想づくり、事業主体探し
- ③事業主体を応援、課題を同時解決する事業を生み出す
- ④「自立した地域」に「分散型のネットワーク」を構築

3 その他

①他省庁や学識、各種団体、民間企業等との連携による取組

他省庁地方支分部局との連携

省庁連携セミナー

【新規】

さいたま新都心意見交換会に参加する地方支分部局等より、地域包括ケアシステム構築に関連する国の施策を自治体に周知することにより、各施策とのマッチングを促し、自治体における地域包括ケアシステムの構築支援を行う（9月～）

各機関との主な取組

- 関東農政局 農福連携セミナー（3月）への協力
- 関東経済産業局 「連携強化に関する覚書」（H31～）に基づく活動
定例会議（毎月）、自治体・企業ヒアリング、イベントの共同開催
- 関東地方整備局 改正住宅セーフティネット法の施行（R7.10）に伴う説明会や居住支援に関する自治体支援
- 関東運輸局 移動支援に関するイベント
- 北陸地方整備局 新潟県における居住支援勉強会（12月頃）の共催

3 その他

②老人保健健康増進等事業

○ 令和7年度 老人保健健康増進等事業

公募テーマ

「都道府県による在宅医療・介護連携推進事業のコーディネーター支援及び研修に関する調査研究事業」

(概要)

在宅医療・介護連携推進事業について、市町村職員とコーディネーターが両輪となり、地域の医療・介護職をつなぎ、地域包括ケア実現に向けて活動をしてきた。市町村職員を支える役割としてコーディネーターは非常に重要な役割を担っており、令和6年度の研究事業で、コーディネーターのレベルを上げていくために、都道府県単位でのネットワークの構築が効果的であり、研修会の実施など都道府県の関与が重要であることが確認された。

本研究事業では、管内都県及び市町村の実態を調査し、コーディネーターが把握した地域課題を市町村職員と協力し課題解決につなげられるようにレベルアップできるような研修等、様々な研修題材を委員会で検討し、研修会をモデル的に実施し効果を検証する。

※ 実施主体 公募中

令和 7 年度

関東信越厚生局地域包括ケア推進事業

【新規事業】

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1 情報発信

目的

地域包括ケアシステムの構築に携わる自治体職員が各制度を学ぶ機会として、本省の担当者や有識者による説明会を実施しているが、アーカイブ配信を望む声が多く寄せられている。利便性が高い情報発信に努める観点からYouTube等の動画配信に取り組む。

方法

YouTube等の動画配信のための環境を総務部門に整備いただき、説明動画等のコンテンツを作成し掲載する。例えば定期的に地域包括ケア推進課職員が、地域包括ケアシステムや地域支援事業に関わるコンテンツを作成し配信したり、セミナーの講演等を講演者の許可をもとに撮影した動画を掲載する。なお配信したコンテンツは一定期間アーカイブ配信を行う。

令和7年度動画作成予定

● 自治体新任職員向け研修（5月～）

自治体の地域包括ケアに初めて携わる職員を想定した説明動画をシリーズ化して配信する

① 地域包括ケアシステムについて 講師：調整中（地域づくり加速化事業アドバイザーから選定）

② 認知症基本法について 講師：認知症介護研究・研修東京センター 等

● 地域支援事業交付金説明会（6月予定）

申請手続きについて解説した動画を配信する

その他、セミナーなどのイベント、制度説明会の動画を講師許可のもと配信する

2 他省庁との連携によるセミナーの開催

地域包括ケア推進省庁連携セミナー（仮称）<省庁連携セミナー>

【目的】

地域包括ケアシステムの構築には、地域におけるあらゆる社会資源の活用が必要だが、都県市区町村の地域包括ケア、医療・介護の担当部署は、厚生労働省以外の地域に関わる国の施策に関する情報を得る機会が少なく、一方、自治体や地域に対する支援に関する取り組みを行っている関係省庁も、関連する自治体の担当部署との接点が得られにくい面がある。そこで、セミナーを開催し、自治体への国の施策を周知することにより、各施策とのマッチングを促し、自治体における地域包括ケアシステムの構築の支援を行う。

【日 程】

9月～

【内 容】

都県市区町村に対して、さいたま新都心意見交換会に参加する国の地方支分部局により、DX支援、地域づくり、交通、住まい、農業、官民連携等、地域包括ケアに関わる事業や補助制度等について具体的な事例を交えて説明し各施策の周知を行う。

（内容の想定）

介護予防・生活支援（厚生労働省 関東信越厚生局）

地域共生社会とローカルSDGs（環境省 関東地方環境事務所）、公共交通の維持活性化（国土交通省 関東運輸局）

住まいのセーフティネット（国土交通省 関東地方整備局）、地域経済×ヘルスケア（経済産業省 関東経済産業局）

農福連携（農林水産省 関東農政局）、地域情報化支援（総務省 関東総合通信局）

令和7年度 都県事務所等への地域包括ケア推進業務協力依頼について

今年度につきましても、下記のとおり、協力依頼を行うことを予定しておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 都県への訪問と意見交換への参加

「令和7年度における地域包括ケア推進課が行う老健局及び保険局関係の業務について（令和7年3月31日老発0331第6号保発0331第4号）」（資料4-2）に基づき、都道府県・市町村、有識者、関係団体等外部の関係者から、地域包括ケアシステムの課題や地方厚生（支）局が行う業務に関する意見等を聴く場を設けた際には、可能な範囲で所長又は併任者のご同席をお願いいたします。

また、地域包括ケア推進課において各都県における課題や取組の傾向等を把握するため、各都県や三師会が実施する会議やイベント（例：講演、セミナー、研修）等の出席（傍聴）および配布資料等の当課への共有につきましても、可能な範囲でお願いいたします。

※ 都県事務所等からの会議やイベント等への出席については傍聴のみを想定。

2. 医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に係る自治体への情報提供（随時）

(1) 施設基準の届出状況に関する提供（全般）

医療資源の把握に資する施設基準等の届出状況に関する自治体への提供については、引き続き、開示請求の手続きによらず、自治体から依頼があった場合は、簡易な請求手続きにより提供をお願いいたします。

(2) 定例報告に関する情報提供（在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院）（資料5-1）

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告については、令和元年度報告分より、簡易な請求手続きによる提供にご協力いただいているところですが、今年度の定例報告につきましても、管内自治体に対して、同様の情報提供を行いたいと考えておりますので、引き続き、当該情報提供に係る地域包括ケア推進課へのデータ提供などについて、ご協力ををお願いいたします。

3. 認知症サポーター養成講座の開催

認知症施策の更なる推進のため、当局職員及び国の地方支分部局等の職員を対象とした「認知症サポーター養成講座」の開催を予定しておりますので、ご協力ををお願いいたします。別途、開催希望について確認させていただく予定です。

4. その他

上記以外にも、必要に応じてご相談の上、お願いさせていただくことがあります。

老発0331第6号
保発0331第4号
令和7年3月31日

各 地方厚生（支）局長 殿

老健局長
保険局長

令和7年度に地域包括ケア推進課が行う
老健局及び保険局関係の業務について（通知）

令和7年度において地域包括ケア推進課が行う老健局及び保険局関係業務について、
次のとおり定めたので通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する
基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うこと
を妨げるものではない。

1 地域包括ケア推進課が行う業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以
下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケア
システムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等
の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村（特別区を含む。
以下同じ。）が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する
支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府
県に対する支援業務を行うことを基本とする。

2 地方厚生（支）局における推進体制

（1）地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、
地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と
考えられることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部を
開催し、自治体等の課題やその解決に資する支援方策の検討等を行うことが望まし
い。

（2）地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、各地方厚生（支）局の実情に応じて、都道府県・市町村、有識者、関係団体等外部の関係者から、地域包括ケアシステムの課題や地方厚生（支）局が行う業務に関する意見等を聞く場を設けることが望ましい。

3 令和7年度における老健局関係の推進課の業務

各地方厚生（支）局管内において、地域の課題や実情に即した地域包括ケアシステムの体制構築が着実に推進されるよう、老健局と連携を図りながら、以下の取組を実施するよう願いたい。

（1）地域支援事業に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45）の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握した内容、イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の個別協議については、令和6年度から個別協議の要件や上限超過承認額の明確化を行ったところであり、個別協議の承認が適正に実施されるよう都道府県等に対する助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第122条の2）について、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知の別紙）に基づき交付に関する事務を行う。

（2）認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）に基づく認知症施策について、講演等の実施、関係行事への積極的な参加等、認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員及び認知症サポーターによる活動促進・地域づくり推進に関する事業（介護保険法第115条の45第2項第6号）の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握した内容、（1）イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症やピアサポート活動に関する支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する基金）に基づく事業（同法第4条第2項第2号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の管内都道府県における実施状況や課題等について、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査（都道府県ヒアリングを含む。）交付決定・交付額の確定等により把握し、都道府県に対する必要な助言及び支援を行う。

(4) 介護保険事業（支援）計画に関する業務

介護保険事業（支援）計画（介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画）に関する取組の進捗状況、目標の達成状況や計画の推進に当たっての課題等について、管内の都道府県を通じて把握し、当該都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する業務

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（介護保険法第122条の3の規定に基づく交付金）の評価結果を通じ把握した管内都道府県等における高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組の課題等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地域包括ケアシステムの普及・啓発・推進支援に関する業務

ア 地域包括ケアシステムの普及・啓発

地域包括ケアシステムに関する施策について、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演等の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 地域包括ケアシステムの推進支援等

地域包括ケアシステムを推進するため、有識者等による市町村に対する伴走的支援等を実施する「地域づくり加速化事業」について、厚生局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援及びブロック別の研修を行うことにより、管内市町村への支援を行う。

また、地域づくり加速化事業において都道府県が主導する事業に可能な範囲で参

画するとともに、老健局が実施する他の伴走的支援の取組や都道府県や他省庁等が実施する取組にも可能な範囲で参画するなど、地域包括ケアシステムの構築に取り組む自治体の情報収集及び支援等に努める。

4 令和7年度における保険局関係の推進課の業務

（1）基本的な考え方

人生100年時代を迎える中、高齢者ができる限り健やかに過ごすことができる社会としていくため、高齢者に対するきめ細かな高齢者保健事業と介護予防の重要性は益々高まっている。

そのため、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する高齢者保健事業については、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業と一体的に実施する必要がある。

地域包括ケアシステムが、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防等が包括的に確保される体制であることを踏まえると、高齢者保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的実施」という。）の推進は、地域包括ケアシステムの構築の一環をなすものであり、推進課においては、各地方厚生（支）局の管内における一体的実施の支援に関する業務等を行う。

一体的実施は、市町村が広域連合からの委託を受けて事業を実施することから、市町村が中核的な役割を担っており、都道府県は、広域連合又は市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行う役割を担っている。推進課は、都道府県に対する支援業務を行うとともに、事例の横展開等を通じて広域連合又は市町村に対する支援を行う。

（2）一体的実施の実施状況の把握、助言、支援

市町村における一体的実施の実施状況、実施に当たっての課題等について、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、管内の都道府県及び広域連合等に対する意見交換会やヒアリング等の実施を通じて把握した内容及び（3）に示す後期高齢者医療特別調整交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を保険局高齢者医療課に情報共有するとともに、それらの情報を踏まえ、都道府県及び広域連合等に対する必要な助言及び支援を行う。

（3）後期高齢者医療特別調整交付金の審査

一体的実施に係る後期高齢者医療特別調整交付金（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第6条第1項の特別調整交付金をいう。）について、保険局高齢者医療課と連携を図りながら、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成19年厚生労働省令第141号）第6条第9号に関する交付基準に基づき交付に関する事務を行う。

5 老健局及び保険局の支援

老健局及び保険局は、推進課が行う3及び4の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。

令和 7 年 4 月 15 日
地域包括ケア推進課

令和 7 年度 自治体に対する在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る
定例報告の情報提供について（依頼）

管内自治体に対する在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の情報提供について、昨年度、地域包括ケア推進本部会議で承認いただき、関係課及び都県事務所（指導監査課を含む。以下同じ。）のご協力のもと、12 月に管内自治体にデータを提供いたしました。

令和 7 年度におきましても、地域包括ケアシステムの構築及び推進に関し、管内自治体を支援する観点から、昨年度同様の情報提供を行いたいと考えております。関係課及び都県事務所におかれましては、改めてご協力をお願いいたします。

1. 情報提供に係る定例報告書

様式 11 の 3 在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院に係る報告書

2. 情報提供までのスケジュール

- (1) 9 月上旬を目途に地域包括ケア推進課から都県事務所あてに、メールにより当該データの提供について依頼します。
- (2) 9 月上旬を目途に都県担当課あてに本事業についてお知らせし、希望する都県は依頼書を厚生局あてに提出していただくよう通知します。
- (3) 都県事務所は 10 月下旬を目途に当該データを地域包括ケア推進課に電子メールにより提供をお願いいたします。
- (4) 地域包括ケア推進課は、提供いただいたデータを整理し、都県担当課へ順次電子メールにより提供いたします。データを都県担当課に提供する際は、予め、提供データや提供先の担当者名等を都県事務所に共有いたします。

在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院に係る定例報告の情報提供スケジュール（イメージ）

作業項目	9月			10月			11月			12月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
都県事務所（指導監査課含む）へデータ提供の依頼	ケア課⇒事務所	●										
定例報告受付及び集計作業	事務所		➡									
都県地域包括ケア担当課へ通知	ケア課⇒都県	●										
定例報告の情報提供を希望する都県は厚生局地域包括ケア推進課に依頼	都県⇒ケア課		➡									
事務所より厚生局地域包括ケア推進課へエクセルデータ又はPDFでデータ提供	事務所⇒ケア課			➡								
厚生局地域包括ケア推進課は情報を整理し都県へ情報提供	ケア課⇒都県					➡						
都県は適宜データを整理し市区町村へ情報提供する	都県⇒市区町村						➡			➡		

なお、今年度、保険医療機関から提出される定例報告書による報告方法が従来と変更になった場合には、上記の取扱いについて、再度、当課において検討させていただく場合がありますことを予め申し添えます。

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

(1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

(2) 病床機能・医療機関機能

① 病床機能

- ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ

② 医療機関機能報告 (医療機関から都道府県への報告)

- ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方針等を報告

③ 構想区域・協議の場

- ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議(議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議)

(3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

(4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保 (実態に合わない報告見直しの求め)
 - ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
- ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

(5) 国・都道府県・市町村の役割

- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化 (目指す方向性・データ等提供)
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

(6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする